

第2節 環境に優しい地域づくり

第1 循環型社会へ向けた取組

①省資源、省エネルギーの取組の促進

■省エネルギー化の促進

大防法及び生活環境保全条例等に基づく規制・指導にあわせて、温室効果ガスの排出抑制につながる省エネルギー型施設の導入等について指導・啓発を行った。

■省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組

啓発リーフレットの作成や「省資源・省エネルギー実践コンクール」の実施、「美しい暮らし展」における消費者啓発、「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」の実施を通じて、消費者の立場からの省資源・省エネルギー意識の啓発を図った。

②環境共生型エネルギーの利用促進

■地域冷暖房システムの導入促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、河川水の温度差エネルギー等の環境共生型エネルギーの導入・促進を含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

■太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進

温室効果ガスや汚染物質の排出を伴わないエネルギーシステムとして導入普及が期待されている太陽光発電システムについて、府営村野浄水場への導入を図るため、効果的な導入に向けたシステムの設置事例調査やシステムの設置形態、建築技術面・啓発面等に関する検討を行った。

■廃熱利用

温室効果ガスの排出抑制対策の推進を図るため、地域特性に応じた廃熱の有効活用システムの導入促進策について検討を行った。

■ごみ処理施設の余熱利用

未利用エネルギーの有効利用及びごみ処理における省エネルギーの促進を図るため、ごみ処理施設の余熱利用（ごみ焼却時の余熱による発電、周辺地域への温水、蒸気供給）が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行った。

■環境共生住宅の促進

平成4年度に、府営河内長野木戸住宅をモデルとして、「環境と共生する中高層集合住宅地」をテーマとした設計競技を実施し、平成6年度から、この成果を受け、太陽電池を利用した街灯の設置・地中冷熱を利用した集会所・壁面緑化や屋上庭園の設置など、環境と共生しアメニティ豊かな居住環境の創出を目指した住宅の建設を行っている。また、千里古江台住宅において、雨水透水性舗装、雨水利用システムの採用等環境に配慮した住宅の建設に着手した。

③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議において、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進した。

■大阪府産業廃棄物管理計画の推進

事業者責任の原則のもと、「排出管理」、「減量化」、「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」（平成4年3月策定）に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理等を推進した。

■建設副産物の再生利用の推進

資源の有効利用を図るため、建築物等の撤去工事に伴って発生するコンクリートガラ等の再生利用を図った。

■大阪府流域下水道資源リサイクル計画（ミラクルプラン）の推進

下水処理水を有効利用して散水用水、せせらぎ用水等に利用する施設や、下水汚泥を建設資材に再利用するための施設を建設した。

■水道残渣の有効利用の推進

浄水処理過程で発生する汚泥（水道残渣）の減量化と有効利用を図るため、平成5年度から、無薬注の脱水方式による水道残渣に、破碎、乾燥等の処理を施して園芸用土を試作している。平成7年度には、事業化に向けて市場性等の調査を行った。

■再生有機肥料安定供給推進事業

130種類に及ぶ都市廃棄物について、急速発酵堆肥化等リサイクルする技術を確立するとともに、花、野菜等の栽培を対象として肥料、土壌改良材、用土としての利用を判定した。

■環境共生建築技術の導入

「環境共生建築技術導入の手引き」（平成6年度作成）に基づき、予算的、技術的に可能なもの、有効なものについて、府有施設の建設に取り入れた。

④経済的手段による環境負荷の低減

■中小企業公害防止、低公害車購入等資金融資制度の推進

事業者における公害防止対策に係る助成として、産業立地適正化の融資制度、府下の中小企業で府の指定する機器（設備）の導入に対する設備投資活性化融資制度並びに公害防止設備等の近代化を図ろうとする中小企業に対する設備近代化融資及び設備貸与制度を運営した。

また、より低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進するため、府下の中小企業者を対象に購入に必要な資金の融資と利子補給を17件（19台）に対し行った。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方等の調査、検討

「大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行った。

第2 基盤の整備

①緑と水の保全と創出

■公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進

地方生活圈等数市町村にまたがる地域住民の広域レクリエーション需要を充足し、大阪平野をカバーする緑のネットワーク拠点として、服部緑地公園他16公園を整備しており、平成7年度は、蜻蛉池公園で2.2haを追加開設した。また、道路緑化等の都市緑化を図り、快適な街づくりを行った。

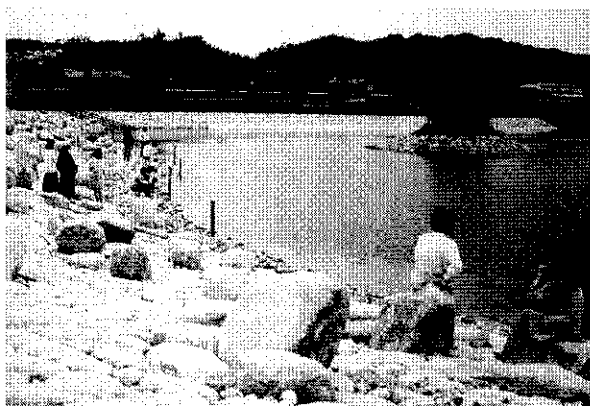
■民間施設の緑化の促進

公益性が高く重点的かつシンボリックな民間施設の緑化に対しての助成を行う都市景観創出緑化型のものとして、りんくう国際物流、りんくうエネルギープラントや情報複合ビルに対して行った。また、地域景観の向上につながるモデルになる緑化を行うものに対して助成を行う民間施設緑化型のものとして、千里幼稚園他7件に対して行った。

■ため池や河川環境の整備

オアシス構想に基づき、府下に散在する多くのため池を対象に、周辺の緑化や遊歩道等の整備事業を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進した。平成7年度においては、久米田池をはじめとする13地区で周辺緑地・遊歩道の整備等を実施し、粟ヶ池（富田林市）、新稲三池（箕面市）、大細利池（泉佐野市）が完成した。

また、石川において、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進し、芥川、石川、安威川、天野川等において河川環境整備事業を実施した。



<粟ヶ池>

■森林の保全管理、森林造成事業の推進

大阪府下一円の森林を対象に、単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打）、複層林整備（樹下植栽、下刈）、育成天然林整備（改良）について事業実施助成を行った。

②都市構造、都市基盤の整備

■電気自動車などの低公害車の普及

環境に与える負荷の少ない電気自動車などの低公害車の普及促進のため、民間企業・団体に働きかけるとともに、官公庁による率先導入を図るべく、大阪府低公害車導入指針に基づき、電気自動車、天然ガス自動車等の導入を行った。

■物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進

流通業務地区機能検討委員会において東大阪・北大阪流通業務地区を対象として、現状を把握し、流通業態の動向と地域整備の動向を踏まえて、流通業務地区の整備方向を取りまとめ、リニューアルの具体化に向けての検討を行った。

■公共輸送機関の整備、充実

大阪市周辺都市間で放射状鉄道を環状方向に結節を図り、有機的交通体系の整備等を目的として、モノレール整備を進めた。

■ノーマイカーデーの推進

マイカー通勤から公共交通機関への転換を喚起し、交通流の円滑化を図るため、自家用自動車による通勤・通学や業務用自動車の持ち帰りの自粛など、自主規制により自動車利用を抑制する日として毎月20日を「ノーマイカーデー」として定めている。同運動の普及啓発を図るため、ラジオスポット放送の実施や、ポスター・チラシの配布、横断幕・懸垂幕の掲出等を行うとともに、効果把握のための交通量調査を実施した。

■土地の有効高度利用、職住近接化

都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を目的とし、都市開発法で定めるところにより、府下市町及び市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業に対する指導監督並びにこれらに補助を行った。

また、良好な市街地の形成を行うために、大阪府下53地区(1,563ha)で施行されている土地区画整理事業に対し補助及び監督・指導を行い、道路・公園・緑地の公共施設の整備を推進した。